

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十四年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
(変更前) 社団法人奈良県看護協会 (変更後) 公益社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町二八八―八	(変更前) 社団法人奈良県看護協会立橿原訪問看護ステーションくちなし (変更後) 公益社団法人奈良県看護協会立橿原訪問看護ステーションくちなし	橿原市曾我町八一〇―一	平成二十四年四月一日